

宗教法人 日本バプテスト連盟

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和 1-2-4
TEL 048-883-1091(代)
FAX 048-883-1092(代)



JAPAN BAPTIST CONVENTION

1-2-4 MINAMI URAWA MINAMI KU
SAITAMA-SHI, SAITAMA, 336-0017 JAPAN
PHONE 81 (JAPAN)-48 (AREA)-8831091
FAX 81 (JAPAN)-48 (AREA)-8831092

全日本にキリストの光を
Christ's Light to All of Japan

2018年8月3日

加盟教会 御中

日本バプテスト連盟
第64回定期総会
議長 大城戸一彦

第64回定期総会開催通知

聖名賛美

主のお恵みのもと、貴教会の皆様におかれましては、日々、福音宣教の業にお励みのことと存じます。さて、日本バプテスト連盟の協力伝道の働きについて協議する標題定期総会を今年も下記の通り開催いたします。どうか本定期総会に皆様の教会から代議員を派遣くださるようご案内申し上げます。皆様のご出席を心よりお待ちしております。

代議員登録をはじめ総会に関する諸手続きは教会単位で行っていただくことになります。本総会開催通知と同じものを伝道所に対しても別途送付しておりますので、ぜひ教会・伝道所間で十分に連絡をおとりくださり、お手続きくださるようお願い申し上げます。

貴教会の上に主なる神様の祝福を心からお祈り申し上げます。

在 主

記

日 時 2018年11月14日(水)午後2時から
11月16日(金)正午まで
場 所 天城山荘
〒410-3206 静岡県伊豆市湯ヶ島 2860-1
TEL 0558(85)0625(代)
代議員登録 締切:2018年9月15日(土)

《お手続きについて》

- 最初に同封書類をご確認ください。同封書類一覧記載の書類が無い場合は、総会事務局宛（4ページ参照）、お知らせください。
- 総会関係重要事項についての説明をよくお読みください。
- 代議員登録、議案の提出等、締切期日をご遵守の上お早めにお手続きください。

I. 同封書類一覧

1	代議員登録・欠席届用紙	1部
2	登録代議員変更・取消・追加届	1部
3	傍聴者申込用紙	1部
4	提出議案用紙	1部
5	総会報告書	1部
6	総会報告書質問状 用紙	1部
7	前泊支援要領について、申込書	1部
8	郵便振替振込用紙	1部
9	定期総会ポスター	1部
10	理事予備選挙関係書類	一式（別封筒）

II. 書類等提出の締切期日(事務局必着)一覧

1	報告書事前質問	9月 5日 (水)
2	議案提出	9月 5日 (水)
3	代議員登録・欠席届	9月15日 (土)
4	前泊費用支援申込	9月15日 (土)
5	傍聴届出	9月15日 (土)
6	提唱申込み	10月 3日 (水)
7	費用入金	10月16日 (火)
8	議案書事前質問	10月29日 (月)
9	追加議案提出	11月12日 (月)

III. 総会関係重要事項 必ず事前にお読みください。

1. 代議員登録

(1) 総会組織

総会は加盟教会から派遣される代議員をもって構成されます（規約第9条2項）。

(2) 代議員

① 代議員定数（総会規則第2条）

あ) 1教会3名までです。

い) 貴教会に総会役員（議長、副議長、書記、総会運営委員）、理事及び監事該当者がおられる場合は必ず代議員としてご登録ください。その方々は定数には含まれませんので、その該当者以外に3名まで代議員登録が可能です。

う) 第63回定期総会において選出された今定期総会の予算審査委員長、候補者選考委員に該当する方がおられる場合も代議員としてご登録くださるようご配慮ください。但し、その方々は定数に含まれますのでご注意ください。

② 代議員の資格（総会規則第3条）

あ) 代議員は、加盟教会の会員でなければなりません。

い) 伝道所の場合は母教会の代議員枠の中で、母教会の代議員としてご登録ください。

③ 代議員登録・欠席届用紙の提出

あ) 9月15日（土）総会事務局必着です。

い) 郵送又はFAXにてお送りください。

う) 総会を欠席される場合も必ず欠席届をご提出ください。

④ 代議員追加・変更

あ) 9月15日（土）以降原則として代議員の追加はできません。

い) 代議員登録の人数の増加を伴わない変更・取消はすみやかに所定の用紙を事務局宛ご送付ください。特に性別の変更は部屋割りに影響しますので、お早めにお知らせください。

⑤加盟申請予定の教会

今度の総会で連盟加盟申請される教会の場合は、申請が承認されるまでは仮代議員登録の扱いとなりますが、新しい教会名でご登録ください。

(3)傍聴希望者(総会規則第6条、総会議事規程第29条第2項)

- ①傍聴希望の方は所属教会を通じて、9月15日(土)までに総会議長宛所定の用紙で届け出てください。ただし、議場は代議員、陪席者が優先になります。また、議場となる天城山荘大チャペルの収容人数の都合上お申し出をお断りする場合があります。予めご了承ください。
- ②天城山荘での宿泊について。傍聴をお受けした場合でも、前述の通り、代議員、陪席者が優先されますので、収容人数を超えた場合は、恐れ入りますが宿泊場所は各自でお手配をお願いします。尚、昼食、夕食は天城山荘でおとりいただけます。

(4)費用

①代議員登録費 17,000円(1名)

ただし、次の場合は1名分が無料となります。

- あ) 財政規模500万円以下の教会からの代議員
- い) 教会の財政規模にかかわらず伝道所からの代議員

※ 財政規模は2017年度教勢報告の『経常的献金』額を採用いたします。

②宿泊・食費 18,000円(1名 全期間/2泊6食)

- あ) 総会役員(議長、副議長、書記、総会運営委員)、理事及び監事に該当する代議員の登録費、宿泊食費は両方とも連盟負担となります。尚、総会役員、理事及び監事の他、次の方が代議員となられる場合の旅費は連盟の旅費規程に基づいて支給されます。(予算審査委員長、候補者選考委員、補助書記)
- い) 天城山荘の収容人数の関係で、特段の事情(身体の障害等)のある場合を除いて個室希望はお受けできません。予めご了承ください。

③送金締切

同封の振替用紙にて10月16日(火)までにお振込ください。

(5)外部宿泊

- ①天城山荘の収容人員の関係で、80名の外部宿泊(たつた旅館)を予定しています。
- ②朝食と宿泊が対象となります。天城山荘との往復はバスで送迎いたします。
- ③天城山荘での朝食を除く全てのプログラムにご参加いただけます。
- ④外部泊をご希望の方は代議員登録用紙備考1に○印をつけてください。
- ⑤外部泊の希望者が多い場合は、こちらからお断りの連絡をすることがあります。
- ⑥外部泊の希望者が少ない場合は代議員の中から外部宿泊をお願いすることになります。

(6)前泊支援制度

利用交通機関の制約のため当日出発では物理的にどうしても定期総会プログラムに間に合わない教会のための前泊支援制度です。総会前日の天城山荘宿泊費のみ免除されます。同制度利用ご希望の場合は別紙資料に基づいてお手続きください。

※総会以外の委員会等の開催や自己都合による宿泊では、この制度を利用することは出来ません。直接、天城山荘にお申込みください。

(7)託児(議事時間のみ)

- ①希望される場合は事前に総会事務局にご相談ください。申込書をお送りいたします。
- ②代議員登録と同様、9月15日(土)を申し込みの締め切りといたします。
- ③詳細につきましてはお申込みいただいた方に個別にお知らせいたします。

2. 議案の提出

(1) 議案の発議(総会規則第 10 条)

- ① 教会が議案を提出する場合は、同封の提出議案用紙を総会事務局宛ご送付ください。尚、資料作成のため議案データをメールでお送りください。(nemoto@bapren.jp)
- ② 議案提出締切：9月6日(木)

(2) 追加議案(総会規則第 12 条、総会議事規程 9 条)

教会がやむを得ない事由により9月6日以降に議案を提出する場合は、総会期日の二日前(11月13日)までに総会事務局にご提出ください。但し、追加議案採用の適否は総会役員会が判定いたしますことをご了解ください。

3. 報告書・議案書

(1) 報告書

諸教会用として、1冊、今回の発送に同封しております(代議員用は、別途10月初旬に発送予定)。

(2) 報告書に関する事前質問について

事前質問制度は、限られた議事時間を有効に使うための制度です。事前に質問、回答を文書で出すことで、議場の審議を深め、或いは時間の軽減を図るものです。質問に当たっては、議場の質問と同様、不適切・不快な用語、或いはプライバシー、人権を侵害するような表現は用いない様、ご配慮ください。

- ① 「総会報告書質問状」を総会議長宛に、お送りください(締切：2018年9月5日)。
質問は、「質問状」用紙又は別紙添付でご提出ください。尚、その後の総会資料作成のため、質問内容のデータを別途メールでお送りくださるようご協力をお願いいたします。
(メール：nemoto@bapren.jp)
- ② 総会議長は質問内容に応じて担当責任者に「質問状」を回付します。
- ③ 担当責任者は質問に対する回答を書面で作成し総会議長に提出します。
- ④ 総会議長は質問及び回答の文書を総会に報告します。

(3) 議案書

議案書は10月初旬発送予定です。議案書においても事前質問を受け付けます。議案書事前質問の締め切りは10月31日(水)です。

4. 旅費補助

前回は、一人につき20,000円を越える部分について補助いたしました。今年も登録人数や、地域並びに予算を勘案して、出来るだけ多くの補助をしたいと考えております。

* 飛行機代については、次のようにいたしますので、ご了承ください。

- ・ 飛行機代は、一律(1人につき)35,000円(往復)(富江教会を除く)とします。
- ・ 飛行機代で計算する該当教会の地方連合は、次の通りです。北海道地方連合、西九州地方連合、南九州地方連合(但し、大牟田教会、大牟田フレンドシップ教会、有明教会を除く)。

* 旅行中の食事代は補助に含みません。

5. その他

(1) 提唱について

提唱の時間は夕食後の20分、2回実施しております。例年希望が増加傾向にあり、限られた時間内で行いますので、場合によってはお断りすることがあることをご了解ください。ご希望の場合は、10月3日(水)までに文書(FAX、メール可)にて総会事務局あてお申込みください。

(2) 使用讃美歌について

総会では新生讃美歌を使用しますのでご持参ください。

尚、会場(天城山荘)でも、新生讃美歌小型版を総会特価(2000円)で販売致しますので、ご利用ください。

総会事務局 日本バプテスト連盟総務部 担当:根本 望 電話:048-883-1091 FAX:048-883-1092 e-mail: nemoto@bapren.jp

以上